

改正

平成29年3月31日規則第34号

須賀川市補助金等の交付等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等の予算の執行に関する基本的事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。
- (4) 交付基準 須賀川市補助金等の交付基準

(関係者の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等を行わなければならない。

2 補助金等の予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正、かつ、効率的に執行しなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、又は別に定めるところにより、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、別に定めるところにより、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

3 補助金等の交付の申請をしようとする者は、第20条第3項の規定による前金払又は概算払の方法により補助金等の交付を受けようとするときは、第1項の申請書にその旨を明記しなければならない。

(事前着手の禁止)

第5条 補助事業者等は、次条に規定する補助金等の交付の決定前に補助事業等に着手してはならない。

2 前項の規定に反し、補助事業等に着手した場合は、補助事業者等は補助金等の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金等の交付の決定前に事業に着手しようとする場合において、あらかじめその理由を明記した補助金等交付決定前着手承認申

請書（第2号様式）を市長に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の理由が真にやむを得ないものと認められるかを確認し、補助金等交付決定前着承認（不承認）通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金等の交付等の決定）

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が交付基準に適合しているか等を審査し、速やかに補助金等の交付又は不交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金等の交付の決定をするものとする。

（補助金等の交付の条件）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1） 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の10分の2以上の変更をしようとする場合若しくは別に定める交付対象経費の増額変更をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- （2） 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- （3） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- （4） 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきこと。
- （5） その他別に定める事項

- 2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定めるもののほか、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助事業者等の申請に基づき、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を記載した、補助金等交付決定通知書（第4号様式）により、補助金等の不交付の決定をしたときは、不交付の理由を記載した補助金等不交付決定通知書（第4号様式の2）により、速やかに補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（再補助の禁止）

第9条 補助事業者等は、前条の規定により決定の通知を受けた補助金等について、他の個人や団体への補助金に充ててはならない。ただし、事業目的を達成するうえでやむを得ない場合は、この限りでない。

（申請の取下げ）

第10条 補助金等の交付の申請をした者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定を受領した日から14日以内に、補助金等取下申請書（第5号様式）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業等の内容変更等の手続)

第11条 補助事業者等は、第7条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、第8条の規定による交付の決定を変更し、承認することができる。

(変更等承認の通知)

第12条 市長は、前条第2項の規定により、当該補助事業等の変更等を承認したときは、補助事業等変更(中止・廃止)決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 市長は、第1項の取消し又は変更をしたときは、速やかにその決定の内容を記載した、補助金等交付決定取消(変更)通知書(第8号様式)により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第14条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第15条 市長は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

第16条 市長は、補助事業者等の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、補助事業等遂行指示書(第9号様式)により、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、補助事業等一時停止命令書(第10号様式)により、当該補助事業等の遂行を一時停止し、当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を執るよう、期限を定めて命ずることができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたとき

を含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書兼精算書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日(補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して14日以内に別に定める期日までに行わなければならない。

(補助金等の額の確定)

第18条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金等の額を確定したときは、当該実績報告書の提出があった日から起算して14日以内に、補助金等額確定通知書(第12号様式)により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、是正指示書(第13号様式)により指示するものとする。

2 補助事業者等は、前項の規定により指示を受けた補助事業等を是正したときは、是正報告書(第14号様式)により、市長に報告しなければならない。

(補助金等の交付の請求)

第20条 補助金等は、第18条の規定により額を確定した後に補助事業者等の請求により交付するものとする。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助金等の交付の決定の後、事業の促進上必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、補助金等の額の確定前に補助金等を前金払又は概算払(精算前における再度の概算払を含む。)により交付することができる。

4 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の前金払又は概算払を受けようとするときは、補助金等前金(概算)払請求書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき、又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第18条の規定による補助金等の額の確定があつた後においても適用がある

ものとする。

3 第13条第3項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第22条 市長は、既に交付した補助金等の額が、交付すべき補助金等の額を超えているときは、補助金等返還命令書(第17号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第7条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) 前2号のほか、補助金等の交付の目的を達するために特に必要があると認めて別に定めるもの

2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

3 補助事業者等は、第1項の規定により財産の処分を行おうとするときは、財産処分承認申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査を行い、財産処分承認(不承認)通知書(第19号様式)により、補助事業者等に通知するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第24条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助事業等の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度から起算して、5年間保存しなければならない。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため、必要がある場合は、当該補助事業者等に対し、前項に規定する書類の提出を求めることができる。

(様式の特例)

第25条 市長は、この規則に定める様式により難い特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

(施行日前の経過措置)

2 この規則の施行の日前に現にある補助金交付要綱等に基づいてなされた補助金等の申請その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた申請その他の行為とみなす。